

特記仕様書

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 事業番号 | 令和7年度 第1102号 |
| 2 事業名 | 保育事業 |
| 3 事業場所 | 東近江市杠葉尾町 事業地 No.1647 杠葉尾(赤坂谷) |
| 4 事業期間 | 自 契約締結日
至 令和7年11月28日 |

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

記

1 事業内容

数量総括表による

2 出来形管理について

施業範囲について出来形測量を行い、施業面積を算出することとする。

また、施業区域に施業対象外の公社営林地が隣接しているため、混同して施業しないこと。境界について不明確な場合、監督職員と協議、承諾を得たうえで作業を進めること。

3 標準プロット設置について

伐採工区毎に2ha未満は1箇所、2ha以上5ha未満は2箇所、5ha以上は3箇所以上のプロットを設置し、施業本数を確認すること。

4 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。

5 事業計画書について

事業計画書のうち（1）事業概要（2）計画工程表（3）現場組織表について必ず作成することとし、その他については必要に応じて作成し提出すること。

6 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。